

島根県公共工事共通仕様書（令和8年4月1日版）の主な改定内容

1. 改定理由

準拠している国の共通仕様書、技術基準類、法令等の改定に伴う改定等

2. 適用

令和8年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用

3. 改定要旨

(1) 本編

※ 1-1-1-4等の数字は、編-章-節-条を示す
※ 条ずれ、ページ、名称や字句、その他軽微な変更等は省略

第1編 共通編

- 1-1-1-4、5 ワンデーレスポンス、ウィークリースタンス【追加】
- 1-1-1-11 工事の下請負【修正】
- 1-1-1-20 建設発生土の搬出等に係る取扱【追加】
- 1-1-1-25 施工管理に係る工事情報共有化【追加】
- 1-1-1-27 週休二日の対応【修正】
- 1-1-1-46 公共工事等における新技術活用の促進【修正】
- 1-3-9-2 暑中コンクリートの打設時の温度【修正】
- 1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート【修正】

第2編 材料編

- 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材【修正】

第3編 土木工事共通編

- 3-1-1-10 創意工夫・社会性等【修正】
- 3-2-3-25 銘板工【修正】
- 3-2-6-3 アスファルト舗装材料に係るアスファルト安定処理の材料規格【修正】

第4編 港湾・漁港工事共通編

- 4-2 工事材料の品質及び検査【追加】
- 4-2-5-1 骨材についての使用材料【追加】
- 4-2-5-2 表4-2-2 砂利及び砂の品質【一部削除】
- 4-2-14-1 ゴム防舷材の性能試験に係る記述【追加】
- 4-5-3-2、21-2、3 土砂掘削等の記述【修正、追加】

第6編 河川編

- 6-4-3-8 橋歴版の材質等を3-2-3-25 銘板工の規定によることとする【修正】

第8編 砂防編

- 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工に係る残存型砕工の記述【追加】

第9編 ダム編

- 9-1-4-5 各材料の計量に係る記述【修正】

第10編 道路編

- 10-1-7-1 擁壁工の適用規定【修正】
- 10-2-4-10 コンクリート舗装工に係る初期養生の記述【修正】
- 10-4-3-11 橋歴版の材質【修正】
- 10-5-3-7 橋歴版の材質【修正】
- 10-6-8-6 銘板工に係る材質、図10-6-2【修正】
- 10-7-6-5 銘板工に係る材質、図10-7-1【修正】
- 10-8-7-5 銘板工に係る材質【修正】
- 10-11-3-7 路上再生工に係る最大乾燥密度の測定方法【修正】
- 10-11-13-4 橋梁床版補強工に係る清掃範囲【修正】

第11編 公園緑地編

- 11-1-2、2-2、3-2、4-2、5-2 適用すべき諸基準【追加、修正】
- 11-1-8-8 石積工に係る間知石積、雑割石積、雑石積【修正】

第21編 管路・畑かん施設編

- 21-1-5-5 鋼管工に係る内外面塗覆装の記述【追加】

第27編 治山編

- 27-1-2、2-2、3-2 適用すべき諸基準【追加】

(2) 施工管理基準編

【出来形管理基準】

第3編 土木共通編

- ・『一般舗装工』に係る、測定基準に係る記載の『ただし、1施工箇所あたり最低3ヶ所とする。』の記載【削除】
- ・『コンクリート舗装』等に係る、測定個所に係る説明に記載の『小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。』の記載【修正・削除】

【品質管理基準】

- ・既製杭工 試験項目に鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含むと記述【追加】
- ・ため池工 現場密度測定、現場透水試験に係る堤体の盛土高【修正】

【写真管理基準】

- ・既製杭工(鋼管ソイルセメント杭)【追加】